



18歳選挙権

未来を拓くあなたの一票



投票を通じて皆さんの意見を政治に反映させましょう。
有権者も、そうでない人も政治や選挙に関心を持ちましょう。

第25回参議院議員通常選挙 投票日
令和元年7月21日(日)

さあ投票！ 方法は？

- 投票日が近づくと、「**投票所入場（整理）券**」が自宅に届きます。
- この券を見て、投票場所、投票時間を確認します。
（原則として投票時間は午前7時～午後8時）
- 投票する際は、この券を投票所に持参してください。この券を紛失したり持参するのを忘れたりしても、投票所の受付で本人であることが確認できれば、投票ができます。
- 今回の参議院議員選挙では、**選挙区選挙では候補者名**を、**比例代表選挙では候補者名又は政党名**のいずれかを記載します。

誰からの干渉も受けずに、皆さん自身が投票先を決めるのです。
それが皆さんの政治参加です。自分で考え、選択することが大切なのです。

投票日の予定を確認し、部活動等で投票が難しい場合には、
前日までの放課後の時間等を利用して**期日前投票**をしましょう。

期日前投票

期日前投票所の一覧等は岡山県選挙管理委員会のホームページに随時掲載されます。

岡山県選挙管理委員会



投票期間 7月5日(金)～ 7月20日(土)

投票時間 原則として午前8時半～午後8時

投票場所 各市区町村に設けられた「期日前投票所」



岡山県選挙
管理委員会
ホームページ



岡山県マスコット
ももっち うらっち

投票日までの留意事項

公示日（ 7月4日（木） ）がポイント

立候補の届出が行われ、選挙運動がスタートします！



選挙運動って何？
どんな運動なの？

ある特定の選挙において、ある候補者を当選させるために、**投票を呼びかけたり、応援したりすること**だよ。いつでもできるようにすると、選挙運動にお金がかかりすぎたりするので、期間が制限されているんだ。



公示日【 7月4日】

投票日【 7月21日】

選挙運動可能期間

選挙運動禁止

★選挙運動ができるのは、18歳の誕生日の前日からです

18歳の誕生日	選挙権	選挙運動ができる期間
7月 5日（金）以前	○	7月 4日（木）～7月20日（土） [公示日] [投票日前日]
7月 6日（土）～7月21日（日） [投票日]	○	誕生日前日～ 7月20日（土）
7月22日（月）	○	選挙運動はできないが、 投票はできる
7月23日（火）以降	×	選挙運動も投票もできない

インターネットは注意が必要！

	有権者	候補者
SNSで投票を呼びかける	○	○
メールで投票を呼びかける	×	○
選挙運動メールを転送する	×	○
ビラ、ポスターをサイトから印刷して配布、掲示する	×	×

満18歳になれば…

インターネットを利用した選挙運動は、**電子メールを利用する場合を除き**可能です。
その際には、**連絡先情報（メールアドレス、ツイッターのユーザー名や返信用URLなど）を表示**することが義務付けられています。

○インターネットを使った選挙運動の例

- ・自分で選挙運動メッセージを掲示板・ブログなどに書き込む。
- ・選挙運動メッセージをSNSなどで広める。（リツイート、シェアなど）
- ・選挙運動の様子を動画サイト等に投稿する。



満18歳未満の人は一切の選挙運動ができません。
また、満18歳未満の人を使って選挙運動をすることもできません。



選挙について分からないことがあれば、住んでいる市区町村選挙管理委員会に相談しましょう。